

令和元年12月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和元年12月25日 午後3時30分		
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル		
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊟欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)		
○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	○ 3 番 柿山 享	
○ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	㊟ 6 番 大川内 満舎信	
○ 7 番 松尾 奈津子	○ 8 番 田中 康	○ 9 番 崎田 隆	
○ 10番 吉原 順穂	㊟ 11番 益本 徳市	○ 12番 梶山 達男	
㊟ 13番 田中 晴美	○ 14番 山本 鉄美	○ 15番 松永 敬資	
○ 16番 藤川 吉生	○ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清	
○ 19番 山川 重晴			
出席農業委員数 16名	在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)			
○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 安永 光男	○ 岩木 保徳
○ 松瀬 義之	○ 大石 裕	○ 鈴立 企一	○ 百枝 純治
○ 立山 義典	○ 早坂 勇	○ 松尾 和広	○ 紙本 政信
○ 川下 實	○ 吉田 政明	○ 北川 廣海	
5. 農業委員会以外の出席者			
6. 事務局職員の出席者			
局 長 眞弓 朋治	次 長 森田 俊行	係 長 辻田 三代子	
主 任 瀬尾 幸久			
7. 議 長	山 川 重 晴		
8. 議事録署名委員の指名			
7 番 松尾 奈津子	8 番	田 中 康	

事務局長

皆様、こんにちは。

早いもので今年も今日を入れて残り7日となりましたが、年末のお忙しい中にご出席いただきまして、ありがとうございます。

今年1年間、委員の皆様には農家の利益代表者として、農地の利用集積や担い手の育成など地域の農業のために、努めていただきまして厚くお礼を申し上げます。来年も引き続き、ご尽力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、編集委員の皆様のご努力により、「まつうら農業委員会だより」の印刷が完了しましたので、お手元に配布しております。1ページには「ガンバル松浦」の写真をのせております。関連記事は、2ページです。また、3ページには「農業委員の活動」を、そして、4ページには「地域を盛り上げる女性たち」の記事を、5ページには「頼もしい後継者」の記事を掲載していますので、ぜひご覧になっていただきたいと思います。編集委員の皆様ありがとうございます。28日には、農業嘱託員の皆様に配布いたしますが、農家の皆様への配布は、年末から年始にかけてとなると思われます。

さて、いよいよ年の瀬も押し迫ってまいりましたが、来年も引き続き優良農地の確保、耕作放棄地の発生防止と有効活用を皆様と一緒に推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。来年が皆様にとりまして、実り多い年になりますことを心よりお祈り申し上げます。

それでは、山川会長のご挨拶を受けまして、12月の総会に入りたいと思います。

会長

皆様、こんにちは。年末ご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

私のほうからは、特に申し上げることはございませんが、年末ということもありまして、農業委員会で行っている5つの事業について、概要だけご報告させていただきます。

農地集積については、皆様のご努力もありまして、目標に達しております。それから、遊休農地の解消でございます。今年目標は1ヘクタールとして取り組んでおりましたけれども、まだ実績を取りまとめておりませんが、達成できそうでございます。それから、適正な農地の処理でございますが、これにつきましても、全体で15ヘクタールの処理を目標にしておりますが、何とか達成しております。もうひとつは農業者年金の加入でございますが、今のところ1件でございます。もうひとり何とかして、達成したいと思っております。農業新聞につきましては、目標部数122部に対し購読部数122部ということで現時点では達成しております。

それでは、議事に入りたいと思います。本日は4人の委員さんから欠席届が出ております。6番 大川内委員、11番 益本委員、13番 田中委員、そして推進委員の萩原委員です。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきたいと思いますが、7番の松尾委員、そして8番の田中委員の2名にお願いしたいと思います。

それでは、各種報告から入らせていただきます。

事務局

各種報告に入ります。総会資料 1 ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業報告でございます。3 件でございます。

1 件目は、令和元年 10 月 3 日にあっせんの申出があった分で、あっせん委員は、村田勝美推進委員と立山義典推進委員です。

2 件目は、令和元年 10 月 10 日にあっせんの申し出があった分で、あっせん委員は、百枝純治推進委員と鈴立企一推進委員です。

この 2 件につきましては、相手方の選定は終えており、あっせん会の日程を調整中です。

3 件目は、令和元年 12 月 4 日にあっせんの申し出があった分です。種類は売買、対象地が星鹿町北久保免の 2 筆、地目は田、合計面積が 2,108 平方メートルです。この分につきましては、あっせん委員の決定をお願いいたします。

議長

それでは、あっせんの申出があっております件でございますけれども、関係するところの委員にお願いしたいと思っております。星鹿地区でございますので松瀬委員、それから近くの推進委員で大久保委員、よろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

では、1 件目、2 件目のあっせんの件について、あっせん委員さんから経過の説明をお願いいたします。

あっせん委員

推進委員の村田です。相手方と現地確認を済ませております。日程の調整ができれば、早速、あっせん会を開催したいと思っております。

議長

ありがとうございました。2 件目についてもあっせん委員の百枝委員からお願いいたします。

あっせん委員

推進委員の百枝です。相手方は決まっておりますので、その後の手続きについて、早めに取り組みたいと思っております。

議長

ありがとうございました。引続きよろしく申し上げます。

事務局

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知(合意解約)について、ご説明いたします。8 件でございます。

1 件目は、貸人、借人が記載のとおり、農地の所在が御厨町前田免の 3 筆、地目は田、合計面積 3309 平方メートルです。通知年月日が令和元年 12 月 2 日、同日受付です。平成 27 年 3 月 27 日から令和 3 年 6 月 19 日までの 6 年 3 月の賃貸借契約となっておりましたが、他の方に貸されるということで、貸人の都合による解約になります。

2 件目は、貸人、借人が記載のとおりで、農地の所在が今福町仏坂免、地目は畑、面積 185 平方メートルです。通知年月日が令和元年 12 月 13 日、同日受付です。平成 26 年 5 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日までの 10 年の

親子間の使用貸借契約となっておりましたが、貸人が農業用倉庫を建てられるため貸人の都合による解約となります。

3 件目から 8 件目は農地中間管理事業への借換え分になります。通知年月日は令和元年 12 月 16 日、同日受付です。

3 件目の貸人、借人は記載のとおりで、農地の所在が志佐町横辺田免の 2 筆、地目は田、合計面積 3578 平方メートルです。平成 27 年 4 月 28 日から令和 3 年 4 月 27 日までの 6 年の賃貸借契約となっておりました。

4 件目の貸人、借人は記載のとおりで、農地の所在が志佐町稗木場免字降道 40 番から 44 番までの 3 筆、地目は田、合計面積 6,744 平方メートルです。平成 23 年 12 月 26 日から令和 4 年 6 月 19 日までの 10 年 6 月の賃貸借契約となっておりました。

5 件目の貸人、借人は記載のとおりで、農地の所在が志佐町稗木場免字檜山 1203 番 1、1203 番 2 の 2 筆、地目は田、合計面積 705 平方メートルです。平成 29 年 12 月 20 日から令和 2 年 12 月 19 日までの 3 年の賃貸借契約となっておりました。

6 件目の貸人、借人は記載のとおりで、農地の所在が志佐町横辺田免字庄屋下 873 番 1 から 898 番 3 までの 5 筆、地目は田、合計面積 3,287 平方メートルです。平成 30 年 12 月 20 日から令和 3 年 12 月 19 日までの 3 年の賃貸借契約となっておりました。

7 件目の貸人、借人は記載のとおりで、農地の所在が志佐町柚木川内免字平原 107 番 2107 番 3、地目は田、合計面積 1,194 平方メートルです。平成 29 年 6 月 20 日から令和 2 年 6 月 19 日までの 3 年の賃貸借契約となっておりました。

8 件目の貸人、借人は記載のとおりで、農地の所在が志佐町柚木川内免、地目は田、面積 2,182 平方メートルです。平成 29 年 6 月 20 日から令和 2 年 6 月 19 日までの 3 年の賃貸借契約となっておりました。

続きまして、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出(相続)について、ご説明いたします。

1 件目は、被相続人、相続人は記載のとおり、農地の所在は御厨町山根免から御厨町田代免の田 4 筆で合計面積は 10,806 平方メートルです。被相続人は令和元年 10 月 9 日に死亡されており、令和元年 10 月 29 日に相続登記が完了したということで、相続人から令和元年 11 月 26 日に届出がされたものです。

2 件目は、被相続人、相続人が記載のとおり、農地の所在は福島町喜内瀬免の田 4 筆、畑 6 筆、計 10 筆で合計面積は 8,101 平方メートルです。被相続人は令和元年 10 月 18 日に死亡されており、令和元年 12 月 2 日に相続登記が完了したということで、相続人から令和元年 12 月 12 日に届出がされたものです。

次に、2 アール未満農業用施設整備届の受理報告について、ご説明いたします。届出人は記載のとおり、農地の表示が今福町仏坂免、地目は畑、面積は 185 平方メートル、届出面積も 185 平方メートル。届出事由は県道上志佐今福停車場線改良拡幅工事に伴い、既設の倉庫が用地買収にかかったために新しく農業用倉庫を建て直すもので、届出年月日は令和元年 12 月

13日、同日受理し、令和元年12月17日に現地調査を行っております。

(申請事件の処理状況以下、表の読み上げ)

<申請事件の処理状況>

農地法関係

令和元年11月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	譲渡人氏名	譲受人指名	一般個人住宅	556 m ²	R1.12.13許可

<提案事件の集計表>

農地法関係

申請事由		件数	面積		積計
			田	畑	
第5条	発電用施設用地	1		1,843 m ²	1,843 m ²
	一般個人住宅	1		410 m ²	410 m ²
	駐車場用地	3		246 m ²	246 m ²
計		5		2,499 m ²	2,499 m ²

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面積		積計
			田	畑	
所有権移転					
利用権設定		38	121,217.78 m ²	23,512.00 m ²	144,729.78 m ²
	賃借権	31	71,683.00 m ²	17,094.00 m ²	88,777.00 m ²
	使用貸借	7	49,534.78 m ²	6,418.00 m ²	55,952.78 m ²
計		38	121,217.78 m ²	23,512.00 m ²	144,729.78 m ²

意見書関係

申請事由		件数	面積		積計
			田	畑	
農用地利用配分計画(案)について		15	69,222 m ²		69,222 m ²
時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案について		1		168 m ²	168 m ²
計		16	69,222 m ²	168 m ²	69,390 m ²

承認関係

内 容	筆数	面 積		
		田	畑	計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について	11	2,133 m ²	1,855 m ²	3,988 m ²

議 長 各種報告が終わりました。今報告した中で、皆様方からお尋ねになりたいことはございませんか。

(質疑・意見等なし)

よろしいですね。

それでは、付議事項に入らせていただきます。

議案第 76 号 農地法第 5 条による許可申請についてを議題といたします。

事務局 議案第 76 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。

4 ページをお開き下さい。事件番号 1 番からご説明いたします。現地の位置図を議案の 57 ページ及び 58 ページに添付しております。字図は 59 ページに、配置図は議案の 60 ページに、立面図は議案の 61 ページに添付しております。申請地は、御厨町上登木免、地目：畑、1843 平方メートルです。借人、貸人は記載のとおりです。貸人の息子嫁にあたる借り人が太陽光発電施設への転用を行うための申請であります。使用貸借の 20 年間あります。農地区分は、申請地が 10 ヘクタール未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第 2 種農地地区となります。転用の目的は、太陽光発電施設でありパネル数は 220 枚で低圧電力です。売電価格は、1 キロワットあたり 18 円です。申請地は基本的に現状のまま利用することになっております。周りには、防護柵フェンスを施す計画であります。雨水排水計画については、申請地が市道より低いため、北東側に素掘の側溝を新設し北側の既存 U 字溝に接続する計画であります。新設素掘側溝及び既存 U 字溝の大きさは、幅 30 センチメートル、高さ 30 センチメートルのものです。資金計画については、資金証明書が添付され確認しております。また、南東から西方向へ水路が流れておりますが、御厨土地改良区の整備時の水路でありまして、水路代表管理者からの承諾書も添付されております。以上の状況により、問題ないものと判断いたしました。

続きまして事件番号 2 番について、ご説明いたします。現地の位置図を議案の 57 ページ及び 62 ページに、字図は 63 ページに、配置図は 64 ページに添付しております。申請地は、御厨町北平免、地目：畑、410 平方メートルです。概略実測で 370 平方メートルです。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。転用の目的は、現在譲受人が団地住まいであり、父である譲渡

人からの贈与で、一般個人住宅1棟を建築するものであります。農地区分は、申請地が10ヘクタール未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第2種農地地区となります。排水計画ですが雨水排水は、自然流下であります。また、汚水及び生活雑排水は、合併処理浄化槽で処理し、西側の市道側溝へ放流する計画です。資金計画については、金融機関による資金証明書が添付され確認しております。300平方メートルを超える土地の場合の開発協議について、松浦市環境保全条例における土地開発協議、市民生活課生活環境係からの決定通知も添付されております。なお、申請地南東側の土地も譲渡人の土地であり了承されております。以上の状況により、問題ないものと判断いたしました。

続きまして事件番号3番について、ご説明いたします。4ページをお開き下さい。現地の位置図を議案の57ページ及び65ページに添付しております。字図は66ページに、配置図は議案の76ページに添付しております。申請地は、御厨町大崎免、地目：畑、39平方メートルです。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。農地区分は、申請地が10ヘクタール未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第2種農地地区となります。転用の目的は、譲受人が現在、申請地の国道挟んで北東側に鉄鋼業を営んでおられ、会社工場を増築するのに伴い既存の駐車場が潰れてしまい従業員の駐車場が不足してしまうため4台確保するための申請であります。申請地は碎石舗装をし、飛散しないように施工する計画です。雨水排水計画は、自然流下です。資金計画については、預貯金の写しが添付されております。以上の状況により、問題ないものと判断いたしました。

続きまして、事件番号4番及び5番についてまとめてご説明いたします。4ページをお開き下さい。現地の位置図を議案の57ページ及び68ページに添付しております。字図は69ページに、配置図は議案の70ページに添付しております。申請地は、志佐町里免、地目：畑、124平方メートルです。字図、配置図では、南側です。その北側が、志佐町里免、地目：畑、83平方メートルです。事件番号4番についてご説明をいたします。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。転用の目的は、駐車場用地4台分を貸駐車場として転用する計画であります。雨水排水は、自然流下です。道路から乗り入れがしやすいようにコンクリートでスロープを設け段差を解消する計画になっております。事件番号5番についてご説明いたします。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。転用の目的は、駐車場用地2台分を貸駐車場として転用する計画であります。雨水排水は、自然流下。盛土切土はなく、現状のまま利用する計画であります。両方共車枠として、ロープによる線引きが行われます。譲受人は、不動産業をされておられます。申請地近傍には、アパートや学校が近い位置になりますが、駐車場が不足して需要や利便性を見込んでの申請であります。農地の区分は、両案件共、申請地が都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域であることから第3種農地地区となります。資金計画は預貯金の写しが添付されております。以上の状況により、問題ないものと判断いたしました。

今回5条5件のご審議方よろしく願いいたします。

- 議 長 議案の説明が終わりましたので、地元委員並びに現地立ち合いに行かれた委員さんからの意見をお聞きしたいと思います。
まず、地元委員さんからご意見をお願いいたします。
- 推進委員 推進委員の松田です。12月19日に現地を確認してきました。周辺に影響を及ぼすようなことはありませんでしたので、何ら問題はないと判断しました。
- 議 長 ありがとうございます。それでは2番をお願いします。
推進委員の松田です。譲渡人、譲受人は親子関係にあります。
こちら、12月19日に現地調査を行いました。申請地は、三角形の土地で、奥の方の土地も譲渡人の土地であり問題ないと思います。
- 議 長 ありがとうございます。それでは、3番をお願いいたします。
- 推進委員 推進委員の大久保です。事務局の説明どおりです。隣地の方も納得されていて水問題についても支障はないところですので特に問題はありません。
- 議 長 ありがとうございます。それでは、4番、5番をお願いいたします。
- 推進委員 7番、推進委員の大石です。内容は2件とも、事務局の説明のどおりです。こちらは、すでに平成7年当時、土地区画整理事業の際、畑として残っていたところでして、周辺は住宅が立ち並んでいて何ら問題はないと思います。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは現地に行かれた委員さんからのご意見をお願いします。
- 4番 4番、農業委員の大久保です。事件番号1番についてですが、周辺には農地はなく、水利組合の同意もとれているようですので問題ないと思います。続いて、事件番号2番の件ですが、申請地の奥の残りの畑についてですが、進入路は確保されていた方がよいと思います。
続いて、事件番号3番についてですが、駐車場用地にすることについて、何ら問題はありません。
- 3番 3番、農業委員の柿山です。事件番号4番、5番についてですが、地域の役に立つための駐車場ですから問題はないと思います。
- 事務局 事件番号2番について、補足いたします。字図と現地が一致いたしておりません。申請地と隣接地が市道敷等の接続が現地とあっておりません。
- 5番 5番 農業委員の武部です。字図と現地が合わないのであれば、字図訂正

申し出や、申請地と隣接地をまとめて申請すればよかつたのではないでしょう。それか、合筆し必要部分だけを分筆すればよかつたのではないですか。

議 長 隣接地は、遺留地になるのではないですか。

5 番 5 番、武部です。字図訂正や分筆をすれば費用はかかるかも知れませんが、現地と合わせるためにも、その方がすっきりするのではないでしょう。

議 長 事件番号 2 番については、申請代理人に確認したいと思いますので、暫時休会といたします

(再 開)

議 長 再開いたします。

事務局 事件番号 2 番については、行政書士からの代理申請でありまして、連絡を取りましたけども、外出中で、当該案件に係る資料が手元にないこともあり、本日の総会で意見が出ているのであれば、再度申請人と協議してみるので、「本日のところは、保留扱いにされてもやむを得ない」との返答がありました。

議 長 それでは、ほかにありませんか。

(質 疑 ・ 意 見 等 な し)

ご意見もないようでございますので、1、3、4、5については申請どおり、2については保留ということで異議はございませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 76 号は、事件番号 1、3、4、5については許可相当と意見を付して進達することとし、事件番号 2 については保留といたします。

次に、議案第 77 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局 6 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和元年 12 月 26 日としております。7 ページに農用地利用集積総括表を添付しております。8 ページから 9 ページに賃貸借権の再設定分、9 ページに賃貸借権の新規設定分、10 ページに使用貸借権の新規設定

分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区の委員さんのご確認をお願いします。

議長 これは、皆様方から掘り起こしとして出していただいたものでございます。担当地区の所をお目通しいただきまして、問題が無ければ決定したいと思えます。

特に問題等はございませんか。

(質疑・意見等なし)

よろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 それでは、議案第 77 号は、計画どおり決定することといたします。公告予定を、令和元年 12 月 26 日とさせていただきます。

次に、議案番号が前後しますが、議案第 81 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

(関係委員 退席)

事務局 10-2 ページをご覧ください。議案第 81 号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。こちらは委員さん関係分になります。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和元年 12 月 26 日としております。11 ページに賃貸借権の再設定分、新規設定分、使用貸借権の新規設定分の各筆明細を添付しておりますので、ご確認をお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。こちらの案件につきまして、何かご意見等はございませんか。

(意見等なし)

ご意見もないようでございますので、計画どおり決定することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 81 号は計画どおり決定することといたします。

(関係委員 着席)

次に、議案第 78 号 農用地利用配分計画(案)についてを議題とします。

事務局

16 ページをご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。

17 ページは、AtoA で公社が A 氏に貸付ける分になります。

22 ページは、公社が B 氏から借受けた分を C 氏に貸付ける分になります。

24 ページは、AtoA で公社が D 氏に貸付ける分になります。

26 ページは、AtoA で公社が E 氏に貸付ける分になります。

28 ページは、公社が F 氏から借受けた分を G 氏に貸付ける分になります。

30 ページは、公社が H 氏から借受けた分を I 氏に貸付ける分になります。

32 ページは、公社が J 氏から借受けた分を K 氏に貸付ける分になります。

34 ページは、公社が L 氏から借受けた分を M 氏に貸付ける分になります。

36 ページは、公社が L 氏から借受けた分を N 氏に貸付ける分になります。

38 ページは、公社が O 氏から借受けた分を P 氏に貸付ける分になります。

40 ページは、公社が O 氏から借受けた分を Q 氏に貸付ける分になります。

42 ページは、公社が O 氏から借受けた分を R 氏に貸付ける分になります。

44 ページは、AtoA で公社が S 氏に貸付ける分になります。

以上の 13 件が志佐川土地改良区 3 工区から 6 工区に関係する分になります。

46 ページは、公社が T 氏、V 氏から借受けた分を U (株) に貸付ける分で、10 年間の賃貸借契約になります。

49 ページは、公社が V 氏、W 氏、X 氏から借受けた分を U (株) に貸付ける分で 5 年間の賃貸借契約になります。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長

議案の説明が終わりました。ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思います。この件につきまして、何か皆様方の方からご意見等はございませんでしょうか。

(質疑・意見等なし)

ご意見もないようでございますので、原案どおり決定することといたします。

次に、議案第 79 号 時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案についてを議題とします。

事務局

議案第 79 号 時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案についてご説いたします。

事件番号 1 番について、55 ページをお開き下さい。登記義務者、登記権利者は記載のとおりでございます。土地の所在は、松浦市今福町寺上免、地目：畑 168 平方メートルです。法務局受付年月日及び受付番号は令和元年 11 月 8 日受付の第 4038 号であります。登記原因につきましては、昭和 62 年 10 月 10 日の時効取得となっております。この件につきまして、

12月4日に地元委員の崎田農業委員と現地調査を行いました。当該地においては、令和元年10月1日に国土調査における現地立会が行われた際、名義が変わっていないことが判明したものです。双方の親の時代において、交換分合が行われたところでありましてその時の漏れではないかということでした。譲受人としては、昭和62年頃より使用占有されておることには変わりはなく、今回、時効取得により所有権移転登記が完了したものです。この土地は、20年以上、所有の意思を持って平穏かつ公然に、占有を継続してきたものでありますので、今回の時効取得につきましては、問題ないものと思われまます。説明は以上であります。

よろしくご審議頂きますようお願いいたします。

議 長 議案の説明が終わりましたので、地元委員さんからの意見をお聞きしたいと思ひます。

9 番 9番 崎田です。12月4日に事務局と現地を確認してきました。今の事務局からの説明のとおりで、国土調査の立ち合いで、名義が違ふことが分かったものです。こちらの農地がある一帯は登記権利者の所有のもので、ずっと耕作されていまして、私も登記権利者の所有と思ひていました。また、登記義務者にお聞きしたところ、自分のところの農地だとは親御さんからも聞いたことがないということでしたので、今回の件に関しましては、特に問題はないと思ひます。

議 長 ありがとうございます。今、地元委員さんからも問題ないというご意見をいただきました。この件につきまして、質疑を受けたいと思ひます。何かご意見等はございませんか。

(意見等なし)

ご意見もないようですので、議案第79号は、問題ないということで、よろしいでしょうか。

委 員 はい。

議 長 それでは、議案第79号は問題ないということで報告をすることといたします。

次に、議案第80号 荒廃農地による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題とします。

事務局荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてご説明いたします。56ページをお開き下さい。

それでは、最初の案件について、ご説明いたします。記載の所有者からの申し出によるものです。対象地は、調川町平尾免、地目：田、479平方メートルであります。12月5日に吉永農業委員と現地調査を行いました。スライドをご覧ください。ご覧いただいているとおり現地は、昭和44年から

45年頃耕作放棄し、その後、檜、孟宗竹が10メートル以上生い茂っている状況で山林化している状況でありました。

続きまして、2番目から9番目の案件について、ご説明いたします。記載の所有者からの申し出によるものです。対象地は、調川町白井免、地目：畑2筆、田6筆の申し出であります。12月10日に益本農業委員と現地調査を行いました。スライドをご覧ください。ご覧いただいているとおり、又701番のところは、雑木や杉が10メートル以上生い茂り山林化していて、それ以外のところは、蔓も巻ついてくるようなところもあり、原野化している状況で農地への復旧は難しい状況でありました。

続きまして、10番目、11番目の案件です。記載の所有者からの申し出によるものです。対象地は、御厨町下登木免、地目：畑の2筆です。12月11日に松田推進委員と現地調査を行いました。スライドをご覧ください。ご覧いただいているとおり、申出地は、雑木、草木、竹林が生い茂っていて、高いものでは10メートル以上あり山林化している状況でありました。

今回申し出の土地は、いずれも、すでに荒廃化しており農地への復旧性は認めがたい状況でありまして、現地確認の結果といたしましては、「可」が妥当だと判断しておるところであります。

以上、11筆について、ご審議方よろしく願いいたします。

議長 議案の説明が終わりました。ここで地元委員のご意見をお聞きしたいと思います。まず、事件番号1を吉永委員にお願いいたします。

2番 2番 吉永です。申し出のあっている農地の周りは国調で山林になっていて、ここだけ抜けていたようです。そういうことから、非農地通知を交付することに問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。2番から9番につきましては、地元委員である益本委員が欠席ですが、事務局が報告を受けておりますので、代わりに説明します。

事務局 益本委員からの報告をお伝えします。現地を回りましたが、全て山林原野化しており、農地に戻すのは困難である、ということでした。以上です。

議長 次に、10番、11番を松田委員にお願いします。

推進委員 推進委員の松田です。20年前に所有者が亡くなって以来、耕作されておらず、石が多いところで畑としては使ってありませんでした。今は、破竹が生い茂り、農地性が認めがたい状況でした。

議長 ありがとうございます。各地元委員さんから説明を受けたところですが、1番から11番について、農地に戻すことは困難な状態であるということがございます。ここで皆様方から質疑をお受けいたします。この案件につきまして、何かご意見等はございませんか。

5 番 5 番 武部です。1 番に関しては、そこだけ国調で抜けていたということですが、地主にきちんと立ち合いをしてもらい、現況に合った地目にすべきだと思います。

また、国調が入るところが分かっているところについては、国調を利用すべきだと思います。そうすれば、いらぬ労力を使わなくて済むのではないのでしょうか。

議 長 ほかに何かご意見はございませんか。

(意見等なし)

ご意見もないようでございますので、非農地通知を交付することに異議はございませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 80 号は、申請どおり非農地通知を交付するものといたします。

以上で付議事項は終了いたしました。

次回開催予定を 1 月 27 日 月曜日 13 時 30 分 市民ホールを予定しております。

それでは、以上を持ちまして 12 月の農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

<閉会の時刻>

17 時 20 分